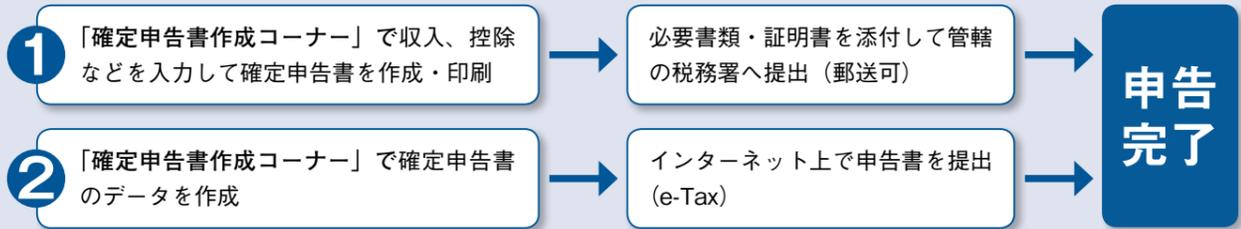


## 確定申告は国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」が便利です！

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用すると、自宅のパソコンで確定申告書の作成ができます。申告会場に出向くことなく確定申告できるため、年々利用者は増えています。皆さんもぜひ活用してください。



※e-Taxには、電子証明書機能付きの住基カード（または個人番号カード）、ICカードリーダーライターが必要です。

詳しくは国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」をご覧ください。 <https://www.keisan.nta.go.jp>

## 償却資産の申告を忘れずに！

☎税務課固定資産税係 ☎22-1313

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）も課税対象になります。事業を営む目的で機械や備品などの資産を所有している、または市内事業者に資産を貸し付けている個人・法人の方は、地方税法の規定により、1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。

固定資産台帳や減価償却費内訳表などを必ずご確認の上、期限までに申告書を提出してください。昨年申告された方には申告書を郵送していますが、用紙が届いていない方や足りない方、新たに事業を始めた方はご連絡ください。償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告してください（申告書備考欄に記入してください）。また、廃業などですべての資産が減少した方も減少申告をしてください。

●申告期限 1月31日(水)

●個人番号（マイナンバー）の記入

個人番号12桁（法人は13桁）を申告書の所定の欄に記入してください。なお、個人の方が、申告書を窓口に出す場合は、マイナンバーの確認と本人確認を行いますので右ページ「本人確認書類のご用意を」をご覧ください。

●よくある質問

Q. 個人でも申告する必要がありますか？

A. 個人・法人にかかわらず、不動産賃貸業や農業など、事業を営み、資産がある場合には申告が必要です。

Q. 申告対象となる資産が分かりません。

A. 減価償却資産明細書または固定資産台帳をご確認ください。申告対象となる資産は、その中から固定資産税が課税される家屋、自動車税および軽自動車税が課税される自動車などを除いたものにおおむね一致します。

Q. 資産に増減がありませんが申告は必要ですか？

A. 資産に増減がなくても、毎年申告書の提出は必要です。備考欄に「増減なし」と記入してください。

※中小企業などが、国の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき取得した機械・装置、工具器具・備品には、固定資産税を軽減する特例が設けられました。要件や申告方法などはお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

●償却資産の対象となる主な資産例（業種別）

業種	資産の名称
全業種共通	駐車場舗装（アスファルト）、門・塀、エアコン、看板、受変電・自家発電・太陽光発電などの電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、広告設備、内装（テナントが施工したもの）など
一般事業	パソコン、コピー機、ロッカー、応接セット、キャビネット、金庫など
不動産賃貸	自転車置き場、屋外灯、駐車場用機械設備、駐車場舗装、そのほかの屋外設備など
小売店・飲食店	レジスター、自動販売機、ガスレンジなどの台所用品、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列ケースなど
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機など
ガソリンスタンド	独立キャノピー、給油装置、洗車装置、屋外照明設備、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、ホイールバルンサー、コンプレッサーなど
建設業	ブルドーザーやスキャバーなどの建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器など
理容・美容業	サインボール、理美容いす、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、レジスターなど
病院	ベッド、手術台、X線装置などの医療用機器、給食用台所用品など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
自動車修理業	測定・検査工具、旋盤、プレス機、圧縮機、舗装路面など
娯楽業	パチンコ台、スロット機、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコートなど
印刷業	各種製版機、印刷機、裁断機、製本設備など
農業・畜産業	代かき機、乾燥機、サイロ、草刈機、堆肥散布機、搾乳機など

# 市県民税・償却資産の申告

平成30年度市県民税申告 ☎税務課市民税係 ☎22-1313

1月1日現在、市内に住所があり、一定基準に当てはまる方は、市県民税（住民税）の申告（1～12月の所得の申告）をする必要があります。申告は、住民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の計算や所得証明書の発行に必要な重要な手続きです。2月5日(月)から地区別に申告相談を行いますので、早めの準備をお願いします。

詳しくは「平成30年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」や税務課ホームページをご覧ください。

- 無収入の場合の申告  
昨年中に収入が無かった方（専業主婦など）や非課税所得（障害年金、遺族年金、雇用保険など）のみの方は、申告会場に足を運ばず、3月15日(木)までに「簡易申出書」を税務課に提出してください（郵送可）。
- 源泉徴収票控えが必要な方  
確定申告書を作成する場合は、給与や年金の源泉徴収票（原本）を添付します。源泉徴収票のコピーが必要な方はあらかじめコピーをしてから会場にお越しください。
- 予定納税をされた方  
税額の計算に必要な予定納税額が記載されているため、税務署から送付された確定申告書または「確定申告のお知らせ」を必ずお持ちください。
- 自分で確定申告書を作成した方  
市の申告相談ではなく、税務署へ提出してください。住民税申告書のみ場合は、市役所税務課に提出してください。
- 畜産農家の方  
畜産農家の方は、申告を受け付けるのに時間がかかりますので、指定日にお越しください。夜間の部や予備日（3月13～15日）の申告はご遠慮ください。
- 本人確認書類のご用意を  
申告書に個人番号の記載が必要となりますので、次の本人確認書類をご用意ください。

### ■医療費控除の変更点①

医療費控除の適用を受ける場合、領収書に代わり「医療費控除の明細書（※1）」または「医療費通知書（※2）」の添付が必要になります。

なお、平成31年分の確定申告までは、これまでどおり領収書の添付か提示により医療費控除を受けることもできます。

※1：領収書は5年間保存してください。  
※2：各健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など

- 個人番号カードをお持ちの方
- 個人番号カード
- 個人番号カードをお持ちでない方
- 番号確認書類（個人番号通知カード）
- 身元確認書類（免許証など写真付きのものは1点、保険証など写真がないものは2点）
- 問い合わせはお早めに  
申告相談期間中は、担当職員が税務課の窓口を不在にします。申告などについて不明な点などは、できる限り期間前までに済ませてください。期間中にお問い合わせいただいた場合、内容によっては回答が翌日以降となる場合があります。
- 大河原税務署の確定申告受付期間  
場所 大河原税務署東庁舎2階  
期間 2月16日(金)～3月15日(木)  
※土・日・祝日を除く  
●時間 9時～17時（来場は16時まで）  
☎大河原税務署 ☎52-2202

### ■医療費控除の変更点②

## 「セルフメディケーション税制」が始まり、「医療費控除」と選択制になりました

「セルフメディケーション税制」とは、人間ドッグや健康診断、予防接種などを行った方で、自分や家族のために支払った特定一般用医薬品等（対象となる医薬品は厚生労働省ホームページでご確認ください）の購入費があるとき、申告によって医療費控除の特例を受けることができる制度です。申告時に必要な書類などは、市ホームページをご確認ください。

なお、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を併用することはできません。

### 従来の「医療費控除」の控除額



### 「セルフメディケーション税制」での控除額

